

(第 14 回統計委員会・第 18 回基本計画部会合同会議配付資料)

## 公的統計の整備に関する基本的な計画に関する中間報告のポイント

「基本的な計画」とは、今後 5 年間における公的統計の整備に関する基本的な考え方、方向性、必要な措置等を示すものです。統計委員会では、今後、各府省からのヒアリング、総務大臣によるパブリックコメントを経て、本年中に最終報告（答申）として取りまとめる予定です。以下は代表的な事項をいくつかとりあげたものです。

### 1. 統計を体系的に整備するために

#### ◎統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

- ・ 「経済構造統計」（経済センサス）を国勢統計・国民経済計算とともに重要な基幹統計として位置付けます。（本文<以下同じ>P10）
- ・ 生産動態に関する製造業分野統計を一本化するとともに、企業活動に係る包括的な統計を構築します。（P9）

#### ◎統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上

- ・ 国民経済計算を整備し、一次統計や産業連関表との連携を強化します。（P11）
- ・ 事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）を構築し、諸統計の精度向上と新たな統計情報の作成に取り組みます。（P12）

### 2. 経済・社会の変化に対応するために

- ・ グローバル化、働き方の多様化、少子高齢化、ワークライフバランス等に対応した統計を整備します。（P17、19、20）
- ・ 統計ニーズ把握のため利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計の整備・改善に反映させます。（P28）

### 3. 統計利用ニーズの多様化に対応するために

- ・ 一般からの委託に応じた新たな統計の作成（オーダーメイド集計）や、個人が特定されないように調査票の情報を加工したデータ（匿名データ）の作成を段階的に拡大します。（P30）

### 4. 信頼性の高い統計を効率的に作成するために

- ・ 行政が保有している情報（行政記録）をできる限り統計作成に活用し、調査される方々の負担を減らします。（P21）
- ・ 統計作成のために必要な人員と予算の確保、特に国民的関心の高い国民経済計算の作成体制の充実に努めます。（P23、24）

### 5. 基本計画を実効あるものとするために

（P35）

- ・ 「基本計画推進会議」（仮称）を設け、関係府省一体として推進します。
- ・ 統計委員会は、基本計画の取組状況を評価し、改善意見を提示します。